

競技注意事項（案）

1 競技について

- (1) 本競技会は、日本陸上競技連盟（以下、日本陸連）競技規則および本大会申し合わせ事項によって運営する。
WRk 種目（リレー、投擲、混成種目以外）については、2025 年度 WA 競技規則を適用する。
- (2) 競技者招集について
 - a 招集所は、第 1 ゲート付近とする。
 - b 競技者は招集開始時刻に招集所で待機し、最終確認を受けること。
 - c 競技者本人がアスリートビブス、競技用靴・持ち物等の点検を受けること。
 - d 日本陸連競技規則(T R6.3)に基づき、携帯電話等の機器の持ち込みは禁止する。
 - e 招集完了時刻に遅れた者はその競技種目に出場できない。ただし、2 種目を同時に兼ねて出場する競技者は最初の種目の招集開始時刻前までに招集所においてある「2 種目同時出場届」を招集所に提出すること。
 - f 出場種目を欠場する場合は、招集所に置いてある「欠場届」に必要事項を記入し、当該種目の招集開始時刻までに招集所に提出すること。
 - g 棒高跳競技者は招集所においてある「支柱移動申込用紙」を招集後に棒高跳競技役員に提出すること。
 - h 招集所から競技場所への移動は係員の指示に従うこと。
 - i 混成競技においては、1 日目、2 日目の第 1 種目は招集所で点呼を受けること。ただし、第 2 種目以降は混成競技者控室にて点呼後（トラック競技は競技開始の 2 0 分前、フィールド競技は 4 0 分前）、係員の誘導により競技場所へ移動する。混成競技者控室は、メインスタンド 1 階雨天走路内に設ける。
- (3) アスリートビブスについて
 - a 競技者は競技中、主催者が用意した 2 枚のアスリートビブスを、大きさを変えずに胸と背にはっきりと見えるように付けなければならない。跳躍種目の競技者は胸または背のどちらか一方でもよい。
 - b トラック競技に出場する競技者は、主催者が用意する写真判定用の腰ナンバー標識を右やや後方に付ける。リレー競技については、4×100mR は第 4 走者のみ、4×400mR は第 2～4 走者は左右両腰に腰ナンバー標識を付けること。
 - c 1500m 以上のレースについては、予選・決勝とも、胸背部に別のビブスを使用する。招集の際、正規のビブス（プログラム記載の物）を持参すること。
 - d 混成競技最終種目では、総合順位の高い競技者から順番に「1」「2」「3」…と順位を示す主催者が用意するアスリートビブス（胸のみ）を使用する。
- (4) トラック競技での不正スタートは日本陸連競技規則 T R16 の規定通りとする。
- (5) スパイクシューズのピンの長さは全天候舗装につき 9 mm を超えてはならない。また、走高跳及びやり投の場合は 12 mm を超えてはならない。スパイク取付け位置は 1 1 か所を超えてはならない。またスパイクピンの先端近くで、少なくとも長さの半分は 4 mm 四方の寸法に適合するように作られていなければならない。
(日本陸連競技規則 T R5.2 に準ずる)
- (6) シューズの靴底（ソール）の厚さについて（日本陸連競技規則 T R5.2 に準ずる）
 - a シューズとは、スパイク、ランニングシューズを含むものである。
 - b トラック種目について、全ての種目で 20mm 以下とする。ただし、競歩については 40mm 以下とする。
 - c フィールド種目について、全ての種目で 20mm 以下とする。また、シューズ前部の中心点のソールの厚さはシューズかかと部の中心点のソールの厚さを超えてはならない。

(7) 組・走路順および試技順について

- a トラック競技における予選ならびに決勝のみのトラック競技のレーンおよびフィールド競技における試技順はプログラム記載の通りとする。
- b トラック競技における準決勝、決勝の走路順は番組編成員により公正に抽選し、第1ゲート付近の掲示板に貼りだす。

(8) リレー競技について

- a リレーのオーダーは、各ラウンドとも所定のオーダー用紙に記入し、第1組の招集完了時刻の1時間前までに招集所に提出すること。遅れたチームはその競技種目に出場できない。一度申告したその後の変更は医務員の判断がない限り認められない（日本陸連競技規則 TR24.12）。
- b リレーに出場するチームは、同系統のユニフォームを着用すること。

(9) 跳躍競技のバーの上げ方について

- a 下記の通りとする。ただし、天候等の状況により最初の高さおよびバーの上げ方を変更することもある。
- b 1位の決定を要するときは、棒高跳は5cm・走高跳は2cmの上げ下げによって決定する。

走高跳	男子	練習 1m70 1m90	1m75 1m80 1m85 1m90 1m95 以後 3cm
	女子	練習 1m40 1m50	1m45 1m50 1m55 以後 3cm
混 成 走高跳 (2ピット)	八種	練習 1m35 1m60	1m40 1m45 1m50 1m55 1m60 1m65 1m70 1m75 1m80 以後 3cm 2ピットとも同じ高さから開始する
	七種	練習 1m10 1m30	1m15 1m20 1m25 1m30 1m35 1m40 1m45 以後 3cm 2ピットとも同じ高さから開始する
棒高跳	男子	練習 3m50 4m00	3m60 3m70 3m80 3m90 4m00 4m00 以後 10cm
	女子	練習 2m30 2m70 ※練習はゴムバー使用	2m40 2m50 2m60 2m70 2m80 2m90 以後 10cm

- c 三段跳の踏切板は、砂場まで男子12m、女子9mとする

(10) フィールド競技について

フィールド競技は、マーカー(主催者が準備したもの)を置くことができる。跳躍・やり投の競技者は、助走路の外側(走高跳では助走路内)に2カ所置くことができる。サークルから行う投てき競技はマーカーを1つだけ置くことができる。そのマーカーはサークルの直後あるいはサークルに接して置く。マーカーは、それぞれの審判員が現地で渡す。そのマーカー以外は使用してはならない。

(11) 助力について

競技中における助力は日本陸連競技規則TR6に従い規制される。これに抵触の場合は、審判長から注意・勧告をするが、是正されない場合は、その種目から除外される場合がある。なお、スタンドからの映像機器等を吊り下げて見せる行為等は危険であるため禁止する。

(12) 競技用具について

競技に使用する用具は、主催者が用意したものを使用しなければならない。ただし、「やり」については、通知した競技場備え付けの投てき用具リストに無いもの及び、2本以下のものに限り競技実施日の検査(競技開始1時間30分前から1時間前まで)で合格した用具を使用できる。検査の申し入れはTICにて行う。検査で合格したやりは大会本部で借り上げ、参加競技者で共有できるものとする。なお、借り上げたやりが

破損しても責任を負わない。借り上げたやりは競技終了後1時間以内にTICに取りに来ること。その際、預かり証を提示すること。棒高跳用「ポール」については検査の上、各自が持参したものを使用する。検査は招集後に当該跳躍場にて行う。ポールの配送については取り扱わない。

2 表彰について

- (1) 各種目とも8位までの入賞者を表彰する。8位までの入賞者は競技役員の指示に従い、入賞者控所に移動すること。
- (2) 表彰はチームジャージ等で出席すること（ユニフォームでの参加は原則禁止）。

3 応援について

- (1) 競技に支障のあるような応援はしないこと。また、フィールド種目実施付近での集団応援は禁止する。
- (2) メインスタンドでの集団応援や、メインスタンド下段および最前列に立っての応援を禁止する。
- (3) フィールド競技については競技進行上、トップ8決定まで手拍子応援を求めない。混成競技のフィールド種目も手拍子応援を求めない。
- (4) 横断幕・のぼり旗などの応援布はスタンドの最上段のみ許可する。
- (5) ホームストレート延長線上のスタンドでのテント設営、横断幕、のぼり旗は禁止する。

4 応急処置について

大会期間中の事故については本競技場医務室にて応急処置のみ行う。怪我等への対応のみとし、発熱等内科的処置は行わない。

5 その他

- (1) 競技場に商品名のついた衣類、バッグを持ちこむ場合は日本陸連「競技会における広告および展示物に関する規程」に遵守すること。規定外の見えないようにテープを貼って対処すること。
- (2) トラック種目の衣類運搬について
100m・200m・1500m・3000m・5000m・100mH・110mH・3000mSC・5000mW・4×100mRの第4走者の衣類については、フィニッシュ地点まで運搬する。なお、4×100mRの第1～3走者については、衣類運搬を行わないので、本人が出走した地点へ戻ること。
- (3) メインスタンド下通路（大会運営室側）は、競技者の通行ができない。トラック競技終了後は第2ゲートから出て、スタンドの外側を通ること。フィールド競技は競技役員の指示に従うこと。また、各競技の入賞者は競技役員の誘導により、入賞者控所に移動する。
- (4) 本競技場の開場は、10月17日（金）は10時15分、18日（土）～19日（日）は7時00分とする。
- (5) 写真・ビデオ等の撮影については受付で撮影許可を受けること。部員はチームジャージの着用で撮影可能とする。保護者、学校関係者は各校顧問から配布された撮影許可申請書をロビーに提出することで撮影許可証を発行、撮影許可証を装着することで撮影を許可する。なお、指定された場所（撮影禁止エリア）からの撮影は禁止とする。